

千葉県新港学校給食センター
整備事業

実施方針

平成19年6月12日

千葉県

目 次

特定事業の選定に関する事項.....	1
民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	16
公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	19
事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	21
事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	21
法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	22
その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	23

別添資料 1 事業スキーム

別添資料 2 計画地位地図

別添資料 3 事業の対象となる配送先と食数の一覧表

別添資料 4 モニタリングとサービス購入料の減額（案）

第 1 号様式 実施方針に関する意見書

特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

千葉市新港学校給食センター整備事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

千葉市長 鶴岡 啓一

(3) 事業の目的

学校給食は、義務教育諸学校における教育の目的を実現するため、成長期にある子供たちに栄養バランスのとれた食事を提供することを通じて、望ましい食習慣の形成、好ましい人間関係の育成、健康の増進などの目標を達成することを目指して、継続的かつ計画的に実施しなければならない。

本市では、このような学校給食の理念を踏まえ、より豊かで安全な学校給食の実現を目指し、努力しているところである。

現在、本市の中学校給食は、事業運営の中心である学校給食センターの老朽化等の問題を抱えているとともに、安全性の向上、食環境への対応及び運営面の環境への配慮等が求められている。

本事業は、このような課題・市民の期待に対応していくため、「より豊かで安全な学校給食の実現」を目的とする「学校給食センターの再編・整備計画」の一環として千葉市新港学校給食センターを整備するものである。

また、従来から求められてきた「より効率的な運営」を図るとともに、民間が有する食品衛生に関するノウハウを活用し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)に基づく事業手法を用いることにより、さらに安心な学校給食の実現を図るものである。

(4) 事業概要および実施上の留意点

本事業は、PFI法に基づき、PFI事業者(以下「事業者」という。)が本給食センターを整備し、運営期間内において施設の維持管理及び運営を行う。

事業は以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

食品衛生上の技術的水準を高めるための、ドライシステム及び汚染・非汚染区域の明確なゾーニングの導入

HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) の概念を取り入れた衛生管

理への対応
施設の防音・脱臭を考慮した近隣との共生
省エネルギー化
生ごみの減量化及び再資源化への対応

(5) 施設の概要

施設の概要は次のとおりである。

事業用地：千葉市美浜区新港 62 番地

敷地面積：6,643.32 m² (現況 6,635.39 m²)

供給能力：10,000 食 / 日(2 献立方式。アレルギー対応食の提供は予定していない。)

(6) 事業の内容

ア) 事業方式

施設は事業者が所有する BOT 方式とする。

イ) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・ 施設整備期間 平成 20 年 4 月から平成 21 年 12 月まで 21 ヶ月間
- ・ 開業準備 平成 22 年 1 月から平成 22 年 3 月まで 3 ヶ月間
- ・ 運営期間 平成 22 年 4 月から平成 37 年 3 月まで 15 年間

ウ) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

施設の設計・建設業務

- (ア) 施設の設計・建設業務
- (イ) 外構の設計・建設業務
- (ウ) 調理設備の設置業務
- (エ) 施設備品の設置業務
- (オ) 工事監理業務
- (カ) 建築確認申請等の手続業務及び関連業務

施設の維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務 (建築物の修繕業務を含む)
- (イ) 建築設備保守管理業務 (建築設備の修繕業務を含む)
- (ウ) 外構等保守管理業務 (外構の修繕業務を含む)
- (エ) 調理設備保守管理業務 (調理設備の修繕業務を含む)

- (オ) 清掃業務
- (カ) 警備業務

運營業務（学校給食に係る業務）

- (ア) 調理業務（下処理業務、配缶業務を含む）
- (イ) 衛生管理業務
- (ウ) 運搬・回送業務
- (エ) 洗浄・残飯処理業務
- (オ) 運営備品の調達業務（配送車を含む）

市への施設の所有権移転業務

（参考） 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達業務
- ・ 検収業務
- ・ 給食費の徴収管理
- ・ 配送校の変更等による食数調整（配送校の変更条件、食数の最低保証については入札説明書に示す。）

エ) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則としては、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

市は、事業者が実施する施設の設計、建設への対価を、賃借料として、あらかじめ定める額を運営期間にわたって事業者を支払う。この額は、各回の支払いにおいて同額とする。なお、提案から市の指定する日（平成 22 年 3 月末日とする。）までの金利変動については、これを勘案して賃借料の額を改定する。

市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を、委託料として運営期間にわたって事業者を支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に 1 回改定する。また、委託料は固定料金と、変動料金で構成されるものとする。固定料金には、施設保守管理、清掃、警備、車両調達等にかかる費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、残飯処理費等にかかる費用が含まれることを想定しているが、具体的な内訳については事業者の提案に委ねる。

(7) 事業のスケジュール

ア) 事業予定者選定

平成 19 年 12 月

事業者は、平成 20 年 1 月中旬までに、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株式会社として千葉市内に設立する。

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| イ） 仮契約 | 平成 20 年 1 月中旬 |
| ウ） 契約議案の議会への提案 | 平成 20 年 2 月 |
| エ） 事業契約の締結 | 平成 20 年 3 月 |
| オ） 施設の設計・建設 | 平成 20 年 4 月～平成 21 年 12 月（21 ヶ月間） |
| カ） 開業準備 | 平成 22 年 1 月～平成 22 年 3 月（3 ヶ月間） |
| キ） 施設の維持管理・運営 | 平成 22 年 4 月～平成 37 年 3 月（15 年間） |
| ク） 施設の引渡し | 平成 37 年 3 月 |

（ 8 ） 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、以下の法令等を遵守すること。

【法令・施行令・施行規則】

- ア） 学校保健法、同施行令及び施行規則
- イ） 学校給食法、同施行令及び施行規則
- ウ） 食品衛生法、同施行令及び施行規則
- エ） 食品循環資源の再利用の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- オ） 建築基準法、同施行令及び施行規則
- カ） 都市計画法、同施行令及び施行規則
- キ） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、同施行令及び施行規則
- ク） 消防法、同施行令及び施行規則
- ケ） 下水道法及び同施行令
- コ） 水道法及び同施行令
- サ） 水質汚濁防止法及び同施行令
- シ） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令
- ス） 大気汚染防止法及び同施行令
- セ） 騒音規制法及び同施行令
- ソ） 振動規制法及び同施行令
- タ） 各種の建築関係資格法・業法・労働関係法及び関連施行令・施行規則
- チ） 建設工事に係る資材の再資源等に関する法律（建設リサイクル法）
- ツ） 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
- テ） エネルギーの利用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ト） 千葉県福祉のまちづくり条例
- ナ） 千葉市環境基本条例

- 二) 千葉市環境保全条例
- 又) 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例
- ネ) 千葉市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例
- ノ) 千葉市食品衛生法施行細則
- ハ) その他の関連法規

【要綱・各種基準等】

- ア) 学校給食衛生管理の基準（文部科学省）
- イ) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- ウ) 建築工事安全施工技術指針
- エ) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- オ) 建設副産物適正処理推進要領
- カ) 千葉市宅地開発指導要綱
- キ) 千葉市公共施設等緑化推進要綱
- ク) 千葉市工場等緑化推進要綱
- ケ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- コ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- サ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- シ) 建築工事標準詳細図
- ス) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- セ) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ソ) その他の関連要綱・各種基準等

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

- (1) 本事業を PFI 事業として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること、及び事業期間を通じた千葉市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とする。具体的には、次により評価を行う。
 - ア) PFI 事業として実施することの定性的評価
 - イ) 市の財政負担見込額による定量的評価
 - ウ) 事業者に移転するリスクの評価
 - エ) 上記による総合的評価
- (2) 市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収についての適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。
- (3) 特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、速やかに公表する。
- (4) 前号の公表は、公告の手続きをもって行う。

民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、総合評価一般競争入札により行う。なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される予定である。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

平成19年6月12日(火)	実施方針の公表
平成19年6月15日(金)	実施方針に関する説明会
平成19年6月15日(金)~6月22日(金)	実施方針への意見の受付
平成19年7月6日(金)	実施方針への意見に対する回答
平成19年7月13日(金)	特定事業の選定・公表
平成19年7月20日(金)	入札公告及び入札説明書等の交付
平成19年7月24日(火)	入札説明書に関する説明会及び現地見学会
平成19年8月3日(金)	入札説明書等に関する第1回質問受付
平成19年8月17日(金)	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
平成19年8月31日(金)	参加表明書、参加資格審査申請書類受付
平成19年9月12日(水)	参加資格審査結果の通知
平成19年9月13日(木)~9月19日(水)	参加資格がないと認めた理由の説明要求
平成19年9月7日(金)	入札説明書等に関する第2回質問受付
平成19年9月21日(金)	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
平成19年9月25日(火)	参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答
平成19年10月12日(金)	入札及び提案書の受付
平成19年12月	落札者決定及び公表、基本協定締結
平成20年1月中旬	仮契約締結
平成20年3月	事業契約締結

(2) 応募手続き等

ア) 実施方針に関する説明会

民間事業者に本事業への参加を求めするため、実施方針に関する説明会を開催し、

事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等に関し、説明を行う。

説明会について

・日 時：平成 19 年 6 月 15 日（金）午後 2 時～午後 3 時

・場 所：千葉市教育委員会 第 1 会議室

住 所：千葉市中央区問屋町 1-35

千葉ポートサイドタワー 12 階

事前の申込は不要とする。ただし、参加状況によっては、1 社あたりの人
数を制限することがある。

説明会で実施方針の配布は行なわない。

上記に関する問い合わせ先

・千葉市教育委員会 学校教育部 保健体育課

・電 話：043-245-5945

・F A X：043-245-5982

・E-mail：hokentaiiku.EDS@city.chiba.lg.jp

・千葉市ホームページアドレス <http://www.city.chiba.jp/>

イ) 実施方針への意見の受付

実施方針に関する意見を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：平成 19 年 6 月 15 日(金)～6 月 22 日(金)

(イ) 受付方法：千葉市教育委員会学校教育部保健体育課宛に E メールにより提出
すること。(添付の第 1 号様式)

E-mail：hokentaiiku.EDS@city.chiba.lg.jp

ウ) 実施方針への意見に対する回答

実施方針に関する意見に対する回答書を、平成 19 年 7 月 6 日(金)までに千
葉市ホームページにおいて公開する。

エ) 特定事業の選定・公表

実施方針に関する意見を踏まえ、PFI 事業として実施することが適切であると
認める場合、本事業を特定事業として選定し、平成 19 年 7 月 13 日(金)に公表
する。

オ) 入札公告・入札説明書交付

特定事業の選定を踏まえ、平成 19 年 7 月 20 日(金)に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、基本協定書(案)、特定事業契約書(案)及び落札者決定基準等を交付する。

カ) 入札説明書に関する説明会及び現地見学会

入札説明書に関する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。

(ア) 説明会

- ・日 時：平成 19 年 7 月 24 日(火) 午前 10 時～午前 11 時 30 分
- ・場 所：未定

(イ) 現地見学会

- ・日 時：平成 19 年 7 月 24 日(火) 午後 2 時～午後 4 時
- ・場 所：未定

現地集合とする。

上記に関する問い合わせ先

- ・千葉市教育委員会 学校教育部 保健体育課
- ・電 話：043-245-5945
- ・F A X：043-245-5982
- ・E-mail：hokentaiiku.EDS@city.ciba.lg.jp
- ・千葉市ホームページアドレス <http://www.city.chiba.jp/>

キ) 入札説明書等に関する第 1 回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付日時：平成 19 年 8 月 3 日(金) 午前 9 時～午後 5 時

(イ) 受付方法：質問書(入札説明書に添付)に記入の上、Eメールにより提出すること。

E-mail：hokentaiiku.EDS@city.ciba.lg.jp

ク) 入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第1回質問に対する回答書を平成19年8月17日（金）までに千葉市ホームページにおいて公開する。

ケ) 参加表明書、参加資格審査申請書類の提出

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、参加資格の審査を受けることとする。

(ア) 受付日時：平成19年8月31日（金）午前9時～正午、午後1時～午後5時

(イ) 受付場所：千葉市教育委員会 学校教育部 保健体育課

住 所：〒260-8730

千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11階

電 話：043-245-5945

コ) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を平成19年9月12日（水）に入札参加者に通知する。

サ) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、平成19年9月13日（木）～9月19日（水）までに書面により説明を求められることができる。説明要求に対する回答を、平成19年9月25日（火）に行う。

シ) 入札説明書等に関する第2回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第2回質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付日時：平成19年9月7日（金）午前9時～午後5時

(イ) 受付方法：質問書（入札説明書に添付）に記入の上、Eメールにより提出すること。

E-mail：hokentaiiku.EDS@city.chiba.lg.jp

ス) 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第2回質問に対する回答書を、平成19年9月21日（金）までに千葉市ホームページにおいて公開する。

セ) 入札及び提案書の受付

参加資格が確認された入札参加者から、本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を平成19年10月12日（金）に受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書において提示する。

ソ) 落札者決定・公表及び事業契約締結

提出された提案書について総合的に評価を行い、千葉市 PFI 事業審査委員会の審査を経て、平成 19 年 12 月（予定）に落札者を決定し、市は落札者との間で、事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。落札者は、平成 20 年 1 月中旬を目途に SPC を設立し、その後市と仮契約を締結する。市は、事業契約に関する議会の議決を経た後、平成 20 年 3 月（予定）に、SPC と事業契約を締結する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア) 入札参加者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）本施設の工事監理を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）及び維持管理・運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- イ) 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）
- ウ) 入札参加者の構成員は以下の定義により分類される。
 - 代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者
 - 構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
 - 協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業
- エ) 入札参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- オ) 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、一入札参加者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加者の構成員となることはできない。ただし、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- カ) 落札した入札参加者の代表企業及び構成企業は、仮契約締結までに千葉市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。

代表企業及び構成企業以外のものが SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、代表企業及び構成企業以外の出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。

- キ) 入札参加者の構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知することとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- ア) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ) 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。
- (ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (イ) 市の平成 19・20 年度入札参加資格を有している者で、延床面積 3,000 m²以上の設計実績を有していること。
- (ウ) HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。
- (エ) ドライシステムの給食事業(学校給食に限らず)の設計実績を有していること。
- エ) 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。
- (ア) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- (イ) 市の平成 19・20 年度入札参加資格を有している者で、建築工事に A ランクで登録され延床面積 3,000 m²以上の施工実績を有しているもの。
- (ウ) HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。
- (エ) ドライシステムの給食事業(学校給食に限らず)の施工実績を有していること。
- オ) 工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。
- (ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (イ) 市の平成 19・20 年度入札参加資格を有している者で、延床面積 3,000 m²以上の工事監理実績を有していること。

- (ウ) HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。
- (エ) ドライシステムの給食事業(学校給食に限らず)の工事監理実績を有していること。
- カ) 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して維持管理・運營業務を実施する場合、少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。
 - (ア) 市の平成19・20年度入札参加資格を有していること。
 - (イ) HACCP に対する相当の知識を有していること。
 - (ウ) HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設、地方公共団体等が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムで1回 300食以上又は1日 750食以上を提供する調理施設の運営実績を有していること。
 - (エ) 給食事業(学校給食に限らず)の運営能力及び調理実績を有していること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- ア) 地方自治法施行令第(昭和22年政令第16号)167条の4の規定に該当する者
- イ) 市の指名停止措置を受けている者
- ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をしている者(ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。)
- エ) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者
- オ) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- カ) 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者
 - 本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。
 - ・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4
 - ・東京丸の内・春木法律事務所 東京都千代田区丸の内 1-4-2
- キ) 最近1年間の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、落札者の決定までの期間に、入札参加者の構成員が上記入札参加者の備えるべき参加資格要

件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

(5) 構成員の変更

参加資格の確認後、入札参加者の構成員の変更は認めない。ただし、代表企業以外の構成企業及び協力企業の変更については、当該変更により事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認める。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会

学識経験者等で構成する千葉市 PFI 事業審査委員会が入札書類等の審査を行い、千葉市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、落札者を決定する。

(2) 審査の手順及び方法

ア) 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ) 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、審査委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、各評価項目ごとに得点化、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

ウ) 審査事項

審査事項は「入札説明書」に添付する「落札者決定基準」に示す。

エ) 審査結果

審査結果は公表する。

(3) 入札書類の取り扱い

ア) 著作権

本事業に関する入札書類の著作権は入札者に帰属する。ただし、本事業の公表その他市が必要と認める時には、市は入札書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札者の入札書類は、事業者の選定及び落札者選定結果等の公表以外には使用しないものとする。

イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該

入札者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別表に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書(案)に示すものとする。

3 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。なお、具体的な監視の方法、内容等については、事業契約書(案)に定める。

また、事業者の提供する施設の整備、維持管理及び運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、別添資料を参照のこと。

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	入札説明書リスク	1	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの等		
	法令変更リスク	2	本事業に直接関係する法令等の変更		
		3	利益にかかる法人税率の変更		
		4	上記以外の税率変更及び新設課税		
	許認可遅延リスク	5	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		
	第三者賠償リスク	6	事業者が実施する業務に関するもの		
		7	市が実施する業務に関するもの		
	住民問題リスク	8	本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟		
		9	調査・工事に関わる住民反対運動、訴訟		
	事故発生リスク	10	調査・建設・運営段階での事故の発生		
	環境保全リスク	11	設計・建設・運営するうえでの環境の破壊		
	設計・測量・地質調査リスク	12	市が実施した設計・測量・地質調査部分		
		13	事業者が実施した設計・測量・地質調査部分		
	事業中止・延期リスク	14	市の指示によるもの		
		15	事業者の事業放棄、破綻によるもの		
	物価変動リスク	16	施設の供用開始前のインフレ・デフレ		
		17	施設の供用開始後のインフレ・デフレ		
	金利変動リスク	18	提案から市の指定する日までの金利変動		
		19	市の指定する日以降の金利変動		
	不可抗力リスク	20	天災・暴動等による設計変更・中止・延期		
契約前	応募コストリスク	21	応募費用に関するもの		
	契約未締結・遅延リスク	22	事業者の責めによる契約未締結・遅延		
		23	市の責めによる契約未締結・遅延		
設計・建設	用地確保リスク	24	施設建設予定地の確保に関するもの		
		25	施設建設予定地以外の建設に要する土地の確保に関するもの		
	用地瑕疵リスク	26	施設建設予定地の土壌汚染、地下埋設物の顕在化のうち、市が公表した資料から予測可能なもの		
		27	上記以外の土地の瑕疵		
	設計変更リスク	28	市の提示条件・指示の不備、変更によるもの		
		29	事業者の指示・判断の不備によるもの		
	資金調達リスク	30	必要な資金の確保に関するもの		
	工事遅延・未完工リスク	31	工事遅延・未完工による開業の遅延		
	工事費増大リスク	32	市の指示による工事費の増大		
		33	上記以外の工事費の増大		
	性能リスク	34	要求仕様不適合（施工不良を含む）		
一般的損害リスク	35	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害			
工事監理リスク	36	工事監理の不備によるもの			

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
運営	計画変更リスク	37	事業内容・用途の変更に関するもの		
	運営費上昇リスク	38	物価、計画変更等以外の要因による運営費用の増大		
	施設損傷リスク	39	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		
	性能リスク	40	要求仕様不適合(施工不良を含む)		
	施設瑕疵リスク	41	瑕疵担保期間内の施設の瑕疵		
		42	瑕疵担保期間終了後の施設の瑕疵		
	需要変動リスク	43	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の責による需要の変動		
		44	生徒数・教職員数の変動による需要の変動		
		45	食べ残し等による残菜の変動(市の作成する献立による影響も含む)		
	調理事故・異物混入等リスク	46	検収時における調達食材の異常(検収後に明らかになったものを含む)		
		47	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		
		48	調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		
		49	調理、配送業務における異物混入等		
	配送遅延リスク	50	交通混雑、悪天候による遅延のうち通常想定できない要因によるもの		
		51	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		
		52	調理の遅延によるもの		
53		事業者の交通事故によるもの			
54		食材の納入遅延によるもの			
移管	性能確保リスク	55	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		
	移管手続きリスク	56	事業の終了手続きにかかる諸費用に関するもの		

：主分担 ：従分担

不可抗力リスク：事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。

需要変動リスク：市は、提供対象者数が一定の範囲となるよう調整する。事業者は当該範囲内の場合に、雇用調整等を実施する。

公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

- (1) 建設予定地：千葉市美浜区新港6番地
- (2) 用途地域：準工業地域
- (3) その他の地域指定：特別用途地区（新港経済振興地区）
- (4) 建ぺい率/容積率：60%/200%（上限）
- (5) 敷地面積：6,643.32 m²（現況 6,635.39 m²）
- (6) 既存建物：撤去済み（基礎杭は残存）
- (7) 障害物等：[地上] 防災行政無線等、[地中] 工業用水配管等
詳細は要求水準書にて示す。

2 施設要件

(1) 基本的考え方

施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については入札説明書に添付する「要求水準書」で示すが、近年のO-157等に係る状況に鑑み、ドライシステム、汚染・非汚染区域の明確なゾーニング、HACCPの概念を取り入れた衛生管理に対応した施設・設備等を想定している。

ア) 食数の大規模化による食品衛生関係リスクの低減を図るため、衛生管理を強化した施設

HACCPの概念の導入

ドライシステム化

汚染・非汚染区域を明確にゾーニングするレイアウトの実現

働く人の安全性・快適性・利便性等に配慮した施設

おいしい給食の実現

働く人の災害の防止

イ) 環境の保全性に配慮した施設

エコマテリアルの採用

エネルギーの使用効率の向上

廃棄物の減量化・再資源化

ウ) 安全性に配慮した施設

構造体、建築非構造部材、建築設備の耐震安全性の確保

エ) 社会性に配慮した施設

防音・防臭措置による周辺環境への配慮

オ) 福祉性に配慮した施設

障害者等が円滑に利用できるような設備等の設置（バリアフリー化等）

良好な執務環境の確保

給食センターの連絡調整及び予算決算のとりまとめ等の特別な機能に配慮した
執務スペースの確保

カ) 経済性に配慮した施設

ライフサイクルコストの低減に配慮

(2) 施設機能

学校給食センターに必要な機能は以下のとおりとする。なお、市として施設・設備等に要求する機能水準については「要求水準書」で記載する。

区分	区域	室名
給食 エリア	汚染作業区域	荷受プラットフォーム、荷受室 1・2、検収室 1・2、冷蔵庫(室)・恒温高湿庫・冷凍庫(室)、下処理室 1・2、割卵室、雑品庫 1、調味料庫、釜割室、油庫、器具洗浄室 1、回収プラットフォーム、洗浄前室
	非汚染作業区域	調理室、揚物・焼物室、和え物室(冷蔵庫(室)付)、発送室、コンテナ消毒室、食缶・食器消毒室、洗浄室、器具洗浄室 2、雑品庫 2
	一般区域	調理員用更衣室、調理員用休憩室、洗濯室・乾燥室、シャワー室、前室、調理員専用便所、廃棄物庫、残滓庫(冷蔵機能付)、機械室
事務 エリア	一般区域	市職員用事務室(倉庫付)、事業者職員用事務室、市職員用更衣室、事業者事務職員用更衣室、便所(事務職員用、外来用、多目的)、大会議室(湯沸室、倉庫等付)、小会議室(湯沸室付)
付帯施設		駐車場、駐輪場、資源物置場等、除害施設 等

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

- 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
 - (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解約することができる。
 - (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
 - (3) 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
 - (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
 - (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。
- 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

4 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結することがある。

5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けることができるよう努める。

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業は、PFI 法第 5 条第 3 項の規定により、千葉市長鶴岡啓一がその事務又は事業として実施するものに該当し得る。

加えて、本事業は、地方税法施行令附則第 7 条第 23 項に掲げる要件に該当し、かつ、千葉市新港学校給食センターは、地方税法施行令附則第 7 条第 24 項各号に掲げるもの以外のものであることから、税制上の措置として、地方税法附則第 11 条第 24 項に基づく不動産取得税の特例措置の適用対象となり得る。

また、本事業は、地方税法施行令附則第 11 条第 65 項に掲げる要件に該当し、かつ、千葉市新港学校給食センターは、地方税法施行令附則第 11 条第 66 項各号に掲げるもの以外のものであることから、税制上の措置として、地方税法附則第 15 条第 47 項の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用対象となり得る。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、安全・安心な学校づくり交付金の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、同交付金の額及び収入時期に関らず、本市は、事業者にサービス購入料を第 1 回から平準化して支払うものとする。事業者は市が同交付金の交付を受けるために必要となる手続きに関し、支援を行うものとする。

また、本事業における金融上の支援として、日本政策投資銀行の低利融資制度である「民間資金活用型社会資本整備」を活用できる可能性がある。応募者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とし、入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを

行うこと。

その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成 19 年第 1 回定例会に付議し、平成 19 年 3 月 8 日付で可決している。事業契約の締結に関する議案は、平成 20 年第 1 回定例会に付議する予定である。

2 入札に伴う費用負担

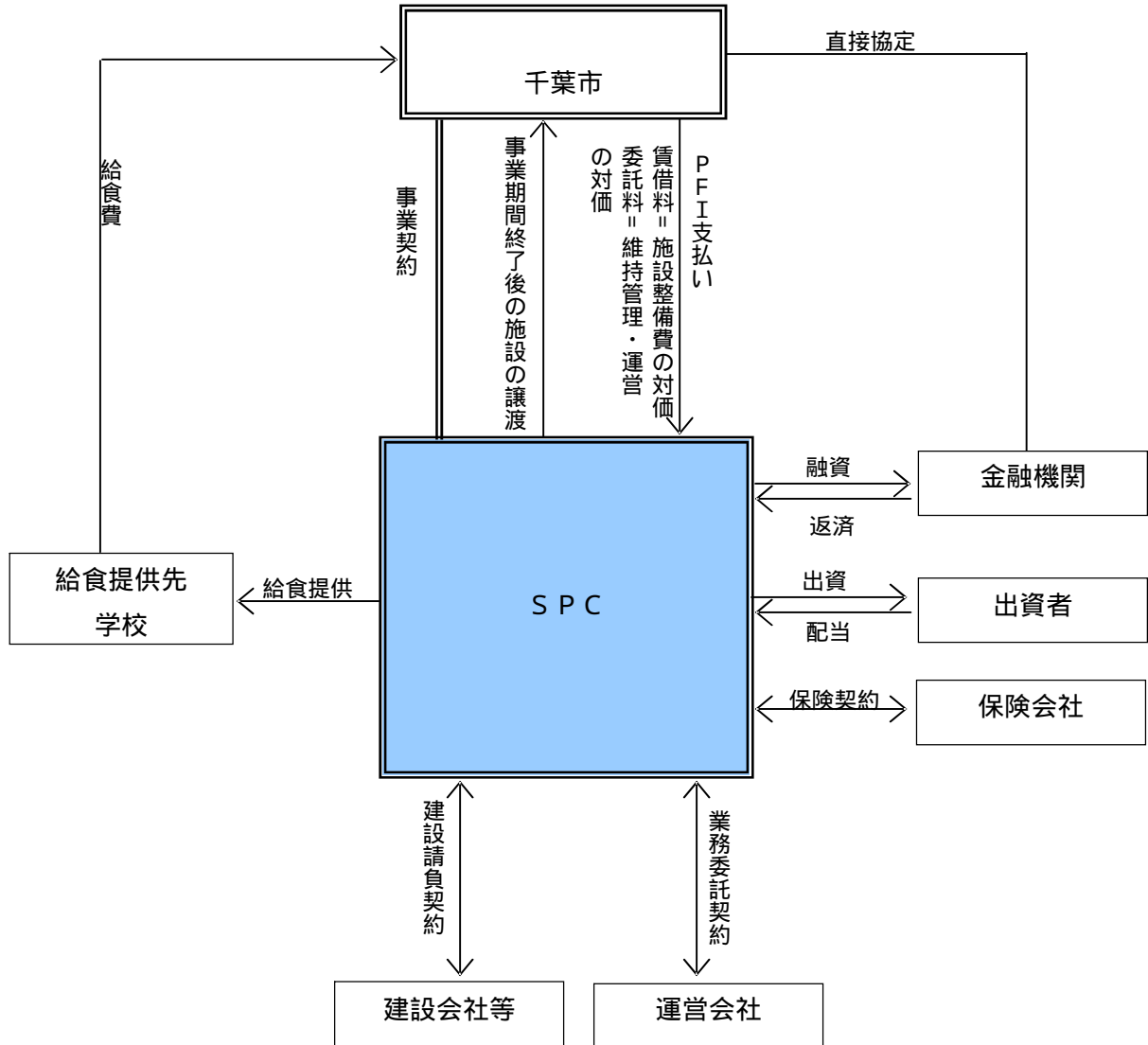
入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

場 所：千葉市教育委員会 学校教育部 保健体育課
住 所：〒260-8730
千葉市中央区問屋町 1-35 千葉ポートサイドタワー11 階
電 話：043-245-5945
F A X：043-245-5982
E-mail：hokentaiiku.EDS@city.chiba.lg.jp
千葉市ホームページアドレス <http://www.city.chiba.jp/>

別添資料 1 : 事業スキーム図

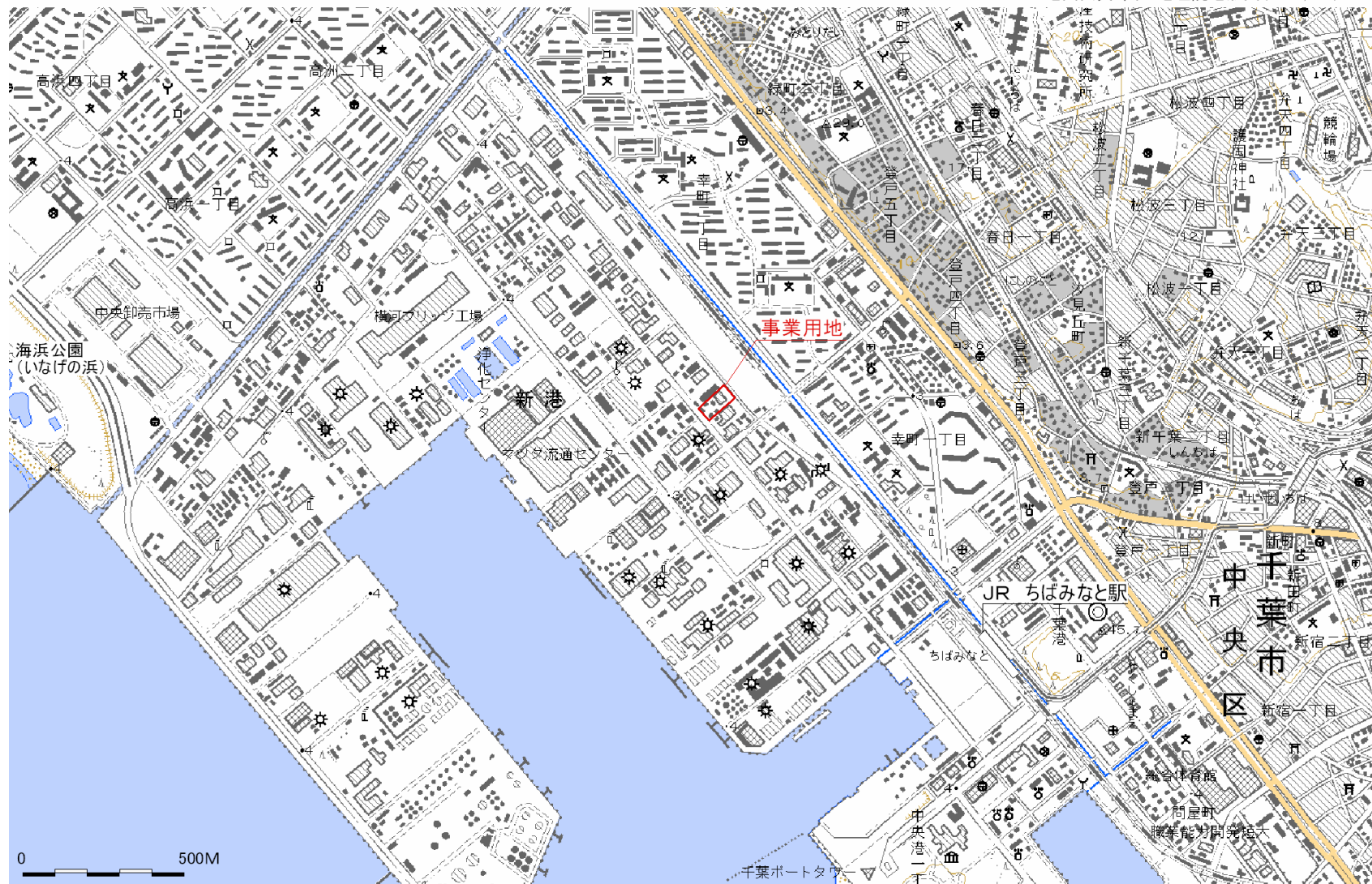


モニタリング等の結果，PFI支払いのうち，委託料を減額することがある

別添資料 2 : 計画地位置図

位置図

地図出典: 国土地理院地形図(1:25,000)



別添資料 3：事業の対象となる配送先と食数の一覧（平成 22 年度）

学校名	クラス数	食数	現況の給食センター
緑町中学校	9	348	こてはし C
小中台中学校	19	701	若葉 C
新宿中学校	10	350	若葉 C
蘇我中学校	27	1,067	大宮 C
轟町中学校	12	459	こてはし C
千草台中学校	6	206	こてはし C
幸町第一中学校	6	230	若葉 C
高洲第一中学校	14	534	若葉 C
真砂第一中学校	7	253	若葉 C
真砂第二中学校	8	276	若葉 C
都賀中学校	10	369	こてはし C
高洲第二中学校	5	154	若葉 C
みつわ台中学校	17	644	こてはし C
高浜中学校	9	341	若葉 C
幸町第二中学校	12	461	若葉 C
磯辺第一中学校	8	286	若葉 C
山王中学校	17	643	若葉 C
稲浜中学校	4	130	若葉 C
磯辺第二中学校	9	313	若葉 C
打瀬中学校	24	938	若葉 C
合計	233	8,703	

現時点での想定であり、変更の可能性はある。

別添資料4：モニタリングとサービス購入料の減額（案）

1. 減額等の対象

- 減額等の対象となる支払は、維持管理及び運営の対価である委託料とする。

2. 減額等の措置を講じる事態

- 事業者の責任により、事業契約、入札説明書等、応募者提案その他に示される維持管理業務及び運営業務に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合、または陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル3	指定時間以外に給食を提供した場合（生徒が給食を食した場合）
レベル4	給食を提供できなかった場合（生徒が給食を食すことができなかった場合）

3. 減額等の決定過程

- レベル1またはレベル2の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、市は、その程度、緊急度等を勘案し、事業者に相当な是正期間を提示する。
- 事業者は、市の提示する是正期間内にレベル1またはレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、市の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与する。
- レベル3又はレベル4の状態に陥った場合、1日につき、下記のペナルティポイントを付与する。

影響を受けた生徒等の割合	レベル3	レベル4
1%未満	0.5ポイント	1ポイント
1%以上5%未満	1ポイント	2ポイント
5%以上10%未満	1.5ポイント	3ポイント
10%以上	2ポイント	4ポイント

- ・ 市及び事業者は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

5. 減額等の決定

- ・ サービス購入費支払期間（各年度の半年間）における累積ペナルティポイントが以下に達した場合は、減額等の措置内容が決定する。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
0 以上 5 未満	減額等なし
5 以上 10 未満	20%の減額
10 以上	支払留保

- ・ 累積ペナルティポイントが 10 以上の場合、支払留保とするが、翌期のサービス購入費支払期間における累積ペナルティポイントが 5 未満であれば、翌期分の支払時に、当該支払留保に係る委託料相当額の 80%を加算して支払い、その余は支払わない。
- ・ 累積ペナルティポイントが 10 以上の場合で、翌期のサービス購入費支払期間における累積ペナルティポイントが 5 以上であれば、契約を解除することができる。

実施方針に関する意見書

千葉市長 鶴岡 啓一 様

意見者 会社名 _____
 所在地 _____
 担当者 _____
 氏 名 _____
 所 属 _____
 連絡先 _____
 電 話 _____
 Eメール _____

千葉市新港学校給食センター整備事業の実施方針に関して、以下の意見がありますので提出します。

No	該 当 箇 所					意見内容
	頁	大項目	中項目	小項目	その他	
1						
2						
3						
4						
5						

注1：行が不足する場合には、適宜増やしてください。

注2：質問は、実施方針、別紙の順かつ、当該箇所の順に並べて下さい。